

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.44

### 特許、商標、著作権関連の訴訟と現代の知的財産に関わる諸問題

#### はじめに

本号では、著作権に関してウガンダで示された異例の判決や、難解な商標事案において南アフリカが示した判決および南アフリカで争われたソフトウェア特許訴訟について重点的に論じることとする。しかし、おそらく最も興味深いテーマとして、現代の知的財産および知財関連の諸問題の多く一すなわちブロックチェーン技術や暗号通貨、現代世界（デジタル社会）における著作権、ソーシャルメディアで展開されるブランドの宣伝といった問題に対して、アフリカがどのような反応を示しているかに注目してみる。

#### エチオピア — 特許審査

エチオピアでは、特許は産業財産権（発明、小発明および意匠）法（1995年法律第123号）に基づいて保護されている。エチオピア知的財産庁（EIPO）は今後、調査・審査手数料の支払が済むまでは実体審査に着手しないとのことである。審査が行われたにも関わらず手数料が支払われなかったという事例が複数あったようである。

現段階では、手数料について一定の納付期限が設けられることになるか否かは不明である。しかし、手数料の支払が済み次第 EIPO は審査に取り掛かるはずだと考えている。

#### ケニア — ブロックチェーンと人工知能

国際的な知的財産に関して今最大の話題となっているのがブロックチェーン技術と人工知能（AI）であることに疑問の余地はない。公平な見方をすれば、アフリカはこれらの技術の最先端を行っているわけではないというのが妥当であろうが、アフリカ大陸の全域においてこの2つの技術に対する関心が高まっているという事実は知っておく方がよいだろう。最近報道された2つの記事はその事実を明瞭に示している。

ケニアの新聞 Daily Nation 紙の2019年7月25日付の紙面には、「ブロックチェーン技術」と題された記事が掲載されている。ケニアが汚職（贈収賄）を取り締まる際にブロックチェーン技術が役立つ可能性があるという趣旨の記事である。この記事の中では、ブロックチェーン技術が分かりやすい言葉で解説されている。ブロックチェーンとは分散型台帳技術（DLT）、すなわち1個のネットワーク上のすべての取引を時系列に従って公式に記録していく技術のことであると、この記事は説明している。デジタル台帳の保管と更新は、ネットワークの維持に従事している者によって行われる。中間業者は排除され、ノードによる認証を得ない限り、いかなる取引もチェーン（取引履歴の記録）に追加されることはない。手短かに言えば、ブロックチェーンとは改ざんに対する耐性を備えた信頼性のある技術なのである。

記事はさらに続けて、ブロックチェーン技術をアフリカに適用する方法について考察している。Mペサ（MPesa）と呼ばれる送金システムがアフリカで成功を収めたことを考えれば、ブロックチェーン技術は送金に非常に上手く適用することができるだろうという考え方が出てくるのも驚くほどのことではない。大量の移民労働者が存在する上に銀行口座を持っている人の割合が

少ない、という事情から、アフリカにおいては送金が非常に重要であるという点は指摘しておかねばならない。それ以外にも、詐欺行為が深刻な問題となる分野（土地登記や政治選挙など）にブロックチェーンを適用するという構想も、この記事では語られていた。我々が聞いた話によれば、ブロックチェーンに関するこの特集記事はケニア大統領のために作成されたとのことである。

第2の記事は、アフロ・アジア・フィンテック・フェスティバル (*Afro-Asia FinTech Festival*) と呼ばれるカンファレンスを取りあげた報告記事である。このイベントは2019年7月15～16日にケニアのナイロビで開催された。この記事では、カンファレンスの中で行われた「アフリカにおけるブロックチェーン」というパネルディスカッションについて特に詳しく報告している。

前記の報告の中でも、ブロックチェーン技術の送金や土地登記への応用に関する話が出てくる。土地所有制度に透明性をもたらし、土地の権原に関する詐欺や混乱を防止するブロックチェーン・ネットワークという構想に対して、ケニアの国家土地委員会 (National Land Commission) は非常に前向きだと言われている。この記事にはTMT Global Coinという企業に言及した箇所がある。物流会社である同社は、輸出入の分野における記録の透明性や正統性を向上させるために、スマートコントラクトを通じてブロックチェーン技術を利用している。

以上のような記述の後で、ブロックチェーン技術や暗号通貨の利用や規制に対してアフリカ諸国の政府はこれまで様々な反応を示してきたと記事は述べている。ジンバブエやナミビアなどのように門戸を閉ざす姿勢を見せた国もあった。他の国々はとりあえず静観の構えを取っている。導入に前向きな国の例としてはモーリシャスが挙げられる。

## リベリア — 商標出願の公開

リベリアでは、商標出願は2014年リベリア知的財産法の規定に従って登録される。リベリア当局は最近、異議申立を可能にする目的で国内の新聞紙上で商標出願を公開し始めた。

## 南アフリカ — 商標に関する承服しがたい判決

南アフリカの知財法の特徴のひとつは、最高裁 (Supreme Court of Appeal) まで争われる事案が相当数あるということである。任命による代理裁判官が示した最近の下級審判決は、そのような状況が生じる事情を示唆している。

南アフリカにおいては、商標は1993年商標法第194号によって規制されている。Accounting Made Easy CC vs School Accounting Made Easy (Pty) Ltd, Gauteng Division (2019年6月25日付判決) の事案において主な争点となったのは、会計教育サービスに関する原告 Accounting Made Easy の商標登録 (第41類) は、同じサービスについて被告 School Accounting Made Easy が行った商標使用によって侵害されたか否かという問題であった。さらに、原告の登録は一般的かつ記述的なものだという理由で取り消されるべきか否か、という問題も争点となった。

裁判官は判決の冒頭で、混同可能性の問題を扱った南アフリカと欧州の有名な判例をいくつか引用している。これらの先例は以下のように教示している。

- 商標登録の権利者は、商品の出所又は営業上の関係の存否について相当数の人々が混乱する可能性が高いことを立証しなければならない。

- 裁判所は商標を単純に並置して比較するだけでなく、それら商標が市場において人々の目に触れるという状況に即して考慮しなければならない。
- 商標の比較を行う場合、裁判所は商標の称呼、外観および概念を考慮しなければならない。
- 裁判所は、商標の支配的な特徴と全体的な印象を考慮しなければならない。
- 商標の国際的な価値が評価されなければならない。
- 裁判所は平均的な顧客を考慮する必要がある。
- 裁判所は、通常の購買者の記憶が不完全であることを考慮する必要がある。

裁判官は当事者双方が同じ分野で活動しているという事実を認容し、「原告と被告はいずれも、各種の教育機関において会計の講義を提供するとともに、様々な方法で教材を提供している」と述べている。

「Made Easy」という語は教育サービスの分野では一般的な用語であって識別性を持たないがゆえに、専ら「Accounting Made Easy」の商標のみを連想させるものではないと裁判官は認定した。ところがその後で裁判官は、原告の商標「Accounting Made Easy」と被告の商標「School Accounting Made Easy」はいずれも「独創的な」商標であって、「他の類似の商標から識別することが可能である」と判示している。つまり、これら商標の間には混同可能性が存在せず、従って侵害も存在しないというのである。

商標の登録取消を求めた被告の反対請求についても、請求人の主張は認められなかった。これについて、「原告の商標を他の商標から識別することが可能であると認定した以上、反対請求は認められないことになる」と裁判官は述べている。

容易に承服できる判決とは到底言えないと思われる。

## 南アフリカ — 著作権法改正案

南アフリカにおいては、著作権は1978年著作権法第98号によって規制されている。1978年以降に起こった産業技術の大きな変化を考えれば、時代に合わせた法改正の必要が生じるのも不思議はない。しかし、著作権法改正案の中で提案されている多くの改正点はこれまで激しい論争の的となってきた。改正法案はまだ大統領の署名によって承認されておらず、大統領直属の特命法律チームによる同法案の分析が今後行われることになっている。

最近になって、この問題が南アフリカの新聞 Business Day 紙の記事の中で取りあげられた。この記事は、今回の改正法案に対して国の内外を問わず多方面からの批判が寄せられたことを明らかにしている。これらの批判は、著作権が商業的にどれほど重要であるかを的確に示している。同法案に対して寄せられた批判の例を以下に挙げておく。

- 南アフリカの野党第一党は、改正法案が現在の形のまま採択されたならば南アフリカに対する貿易上の特惠措置を撤回するよう米国政府に圧力をかけるという脅しが米国のロビー団体からあったという事実について懸念している。彼らが恐れているのは、そのような事態になれば南アフリカの輸出業者の大多数が米国市場への特惠的なアクセス権を失うことになり、それにより南アフリカにとって深刻な経済的影響が生じるということである。
- 著作権保護される素材の制作に従事する米国企業を代表する組織である国際知的財産法協会 (IIPLA) は、同法案が米国の著作権者にリスクをもたらすのではないかと懸念している。この懸念はフェアユースの原則に関わるもので、著作権者たちが恐れているのは、フェアユースの原則が著作権法の抜け道となり、個人が著作権者の同意なしに著作物を再版・再公開することが可能になるのではないかと懸念している。

- 南アフリカのコンテンツ制作者や教育機関の中には、自分たちの著作物が南アフリカ国内でも国外でも保護されないのではないかと懸念している人々が多い。国際企業が制作者に報酬を支払うことなく南アフリカの著作物を再版・再公開することが可能になるのではないかと恐れているのである。実際、多くの南アフリカ国民は、今回提案された法改正は Facebook や Google など米国の巨大ハイテク企業に有利に作用するのではないかと感じている。
- 改正法案の作成を監督した大臣は、フェアユースに対する十分な保護とともに「技術的な保護手段」が提供されると主張している。

同法案の最終案提出にはもう少し時間がかかるかもしれない。

## 南アフリカ – 著作権–ライオンキング

2019年版「ライオンキング」の公開は、この映画と南アフリカの著作権との興味深い関係を多くの南アフリカ国民に思い出させた。この関係は、この映画で使われた大ヒット曲のひとつ「ライオンは寝ている (The Lion Sleeps Tonight.)」に関わるものである。

1939年、Solomon Linda という南アフリカのミュージシャンがこの楽曲（原題は「Mbube」）を作った。その歌 Mbube は米国に渡り、最終的に米国人アーティストによって改作されて「Wimoweh」という曲になった。その曲が時を経るうちに「ライオンは寝ている」という楽曲に生まれ変わったのである。

「ライオンキング」の最初のバージョンが1994年に公開された時、この楽曲「ライオンは寝ている」の著作権が問題になった。すでに1962年に故人となっていた Solomon Linda の家族のために、南アフリカでも最高の著作権弁護士がこの事案を引き受けた。様々な選択肢を考慮した上で、著作権侵害を理由としてウォルト・ディズニー・カンパニー (The Walt Disney Company) を南アフリカの裁判所に提訴することを決めた。この訴訟の過程で、著作権法の興味深い側面がいくつか取りあげられることになったが、中でも特に興味深いのは、著作者の死後の著作権に関する復帰権的な権利という概念である。この概念は、旧英国著作権法から南アフリカの法に取り入れられたものである。

南アフリカにおいてウォルト・ディズニー・カンパニーを提訴するためには、同社が南アフリカにおいて享有している様々な資産を司法的に差し押さえることによって「管轄権を確立する」必要があった。その対象として選ばれたのが、有名なディズニーの商標の南アフリカにおける登録であった。ウォルト・ディズニー・カンパニーは激烈に反応し、この司法的差押えの破棄を求めた。しかし、その頃にはすでに大量の報道が世に出ており、報道内容は同社にダメージを与えるものであった。その結果として和解の協議が進められ、最終的には、ディズニーが Solomon Linda の家族に一時金を支払うとともに将来の使用につきロイヤルティを支払うという条件に同意して合意が成立した。

「ライオンは寝ている」の著作権をめぐる問題は相当の注目を浴びることとなり、その関心は今日まで続いている。2000年になって「ジャングルにて (In the Jungle)」と題された記事が Rolling Stone 誌に掲載されたが、上述の著作権問題はこの記事の中に事細かく記されている。2019年には Netflix が「ライオンの分け前 (The Lion's Share)」というタイトルのドキュメンタリーを発表している。

## 南アフリカ – ソフトウェア特許

南アフリカにおいては、特許は 1978 年特許法（1978 年法律第 57 号）によって規制されている。そんな中、大いに喧伝された 1 件の特許紛争が特許にスポットライトを当てることとなった。特に注目されたのはソフトウェアの特許保護という問題であるが、それに留まらず、この訴訟は営業秘密や秘密情報の不正使用、不正競争といった他の問題についても注意を喚起することとなった。

南アフリカの情報テクノロジー起業家 2 人が大手銀行である Nedbank を相手取って訴訟を提起した。提訴の理由は南アフリカ特許（タイトルは「金融取引カード/カードブロッキングシステムの起動と解除の方法およびシステム」）の侵害であった。特許のタイトルが示唆しているように、問題となった特許発明は、詐欺に使用されている疑いのあるキャッシュカードを顧客がブロックすることを可能にするものである。原告の起業家たちは、2 億 8,000 万ランドを越える損害賠償を要求した。この金額は、原告の言によれば、Nedbank が特許発明のソフトウェアを合法的に入手した場合に原告が受け取ったはずのロイヤルティの見積額に基づいている。被告となった銀行は、特許請求された発明は新規でなく、従って特許要件を満たさないという理由に基づき、原告の特許の取消を求めている。実際の出来事に即して言えば、銀行の顧客が詐欺に使われたキャッシュカードの利用を差し止める手段は銀行に電話連絡する方法しかない、ということに気づいた 2 人の起業家が、自分たちでシステムを開発したのである。起業家たちが懸念したのは、銀行の顧客が一自分の口座を使って詐欺的な取引が行われているという事実を通報された際に一複数のプラットフォーム（携帯電話、タブレット等）を通じてリモート操作により自分のカードを無効化することのできるシステムが設置されていないということであった。

特許を出願した後、起業家たちは被告の銀行が主催していたコンペに自分たちのアイデアを提出した。コンペの審査員の一人は実は主催者の銀行の行員で、この発明に関する詳しい情報を熱心に知りたがった。この行員は、当該発明を勤務先の銀行に提出して検討を仰ぐと起業家らに約束した。発明の買収を申し出たことから、銀行側の関心の強さが見てとれた。しかし起業家たちは銀行側の申し出を拒絶したため、同行は自前のカード無効化システムを開発することとなった。

我々は今後、この訴訟の展開を見守っていくことになるだろう。しかし、ソフトウェア特許に関する南アフリカの法律事情が世界の他の多くの地域と同様であるという点は、ここで指摘しておく価値がある。コンピュータプログラムは発明としての適格性を持たないと南アフリカ特許法は規定しているが、この特許性の排除はコンピュータプログラム「それ自体」に限定される。つまり、コンピュータプログラムを利用して一定の結果を提供する方法やシステムは、特許性を有するということである。もちろん、この訴訟においては、金融取引を停止させるために被告である銀行が採用した方法が原告の特許請求の範囲に該当することを原告の起業家側が立証する必要がある。前に述べたように、銀行側は問題の特許の取消を求めていくことになるだろう。

この訴訟にはまた別の側面がある。起業家たちが銀行側に対し、「あなた方が自分達でシステムを開発したのだとすれば特許侵害の罪に問われるのではないか、また他の不法行為（不正競争など）について有責とされる可能性もある。」と指摘したされたことに対して同銀行の役員は、職員に「奴らは銀行には手を出せない、彼らは『タウンシップ（アパルトヘイト時代の黒人居留区）』から出てきた連中に過ぎないのだから。」と発言したようである。タウンシップとは、一般に南アフリカの都市で最も貧しい地域を指している。

このような事情を聞くと、南アフリカで大量の報道を惹きつけた過去の訴訟と比較してみたくなる。その訴訟とは、国の最高審判機関である憲法裁判所まで争われた事案である。その訴訟、Makate vs Vodacom においては、電気通信企業 Vodacom のかなり低い地位にある従業員が革新的な通信サービスのアイデアを提出し、それが非常に成功した Vodacom の製品となった。この従業員の上司は、当該従業員の創意工夫に対して十分な報酬が与えられるだろうと約束していた

が、そのような報酬の提供は一切なかった。そのため彼は、報酬の提供を会社に要求する裁判所命令を取得するために、長年にわたる訴訟を戦い抜かねばならなかった。この事件によって Vodacom および（ある程度までは）「大企業」全般にとって不利な報道が大量に出回ることとなった。今回の訴訟においては、今後 Nedbank が同様の状況に陥るのを回避しようと試みる可能性があると思われる。

## 南アフリカ — ソーシャルメディアによるブランド宣伝

有名人その他の影響力のある人々によるブランド宣伝は、現代の商標実務において重要な役割を果たしている。

南アフリカの広告規制機関である広告規制委員会（Advertising Regulatory Board；略称 ARB）による最近の決定は、ソーシャルメディアを通じたブランド宣伝に関する規則が南アフリカに存在するという事実を強調している。

この決定の元になった事案の事実関係は次のようなものである。南アフリカの有名人（影響力を行使する人という意味で「インフルエンサー」と呼ばれることもある）が投稿したインスタグラムに対して、公衆の一員が異議を申し立てたのである。その申立てによれば、問題のインフルエンサーは様々なインスタグラムに投稿し、特定の車種について好意的な発言をしているが、自分と当該車種の会社との関係は説明していないという。その後、両者の間に実際に関係があったことが明るみに出た。同社はこのインフルエンサーに一定期間（無償で）自社の車を使わせていたのである。その車についてインフルエンサーが好意的な発言をしてくれるのを期待してのことと思われる。

ARB の「広告実務規則（Code of Advertising Practice）」は、この種の行為に関する規定を設けている。同規則は、一般的な用語を用いて次のように規定している：「完全な透明性を保証するため、広告主は、コンテンツがソーシャルメディアを用いた広告キャンペーンの一部であるか、純粋に口コミによるソーシャルメディアであるかを開示することを要求される」。より詳しく言えば、同規則は以下のように規定している。

- ツイッター上の「広告宣伝の」ツイート又はフェイスブック上の「スポンサー付き」投稿の場合、それが広告であることが大半の人々にとって「おそらく自明」であれば十分で、宣伝者又はインフルエンサーがその点について発言する必要はない。
- ただし、広告がインフルエンサー又はプラットフォームの自発的な意見であると消費者に思わせる合理的な可能性がある場合、その素材には「サポートされているソーシャルメディアの識別記号」を使用することにより有料広告である旨が明瞭に示されなければならない。ここでいう識別記号の例としては、#AD、#Advertisement、#Sponsored 等が挙げられる。
- 自動車等の商品の貸与があった場合、企業とインフルエンサーは、「それらの者がメディアによる広報（明示的な言明によるか否かを問わない）の見返りとして商品又はサービスを（永久的に又は貸与の形で）提供されていたか否かを開示する」ことが要求される。

南アフリカの ARB がとった措置は、国際的な慣行に従ったものである。たとえば英国では、ソーシャルメディア上で 30,000 人を超えるフォロワーを持っている者は誰であれ自動的に「著名人」と見なされ、広告に関する規則の適用対象となるのが通例である。

## チュニジア — 公定料金の引き上げ

チュニジア標準化・産業財産庁（INNORPI）は、公定料金の大幅な引き上げを発表した。意匠関連の事案に関する公定手数料はすでに 20% 引き上げられている。特許関連の事案に関する公定

手数料は、まもなく 30%引き上げられる予定である。これに対し、商標関連の事案に関する公定手数料については 100%の引き上げが予定されている。

## ウガンダ – 国歌の著作権

著作権に関してウガンダで示された判決はかなり珍しいものである。国歌の著作権を扱った判決が論じるに値する主題であるのは確かだ。この判決が示された訴訟の名称は Mary Theresa Kakoma, as administrator of the estate of Professor George W Kakoma v Attorney General であり、ウガンダ控訴裁判所の判決は 2019 年 7 月 15 日付で言い渡された。

この訴訟の争点は極めて単純であった。ウガンダ国歌「Oh Uganda, Land of Beauty」の著作権を所有しているのは誰かという問題である。この国歌の誕生に関わる経緯は興味深い。ウガンダは 1962 年に英国からの独立を果たしたが、独立準備の過程で、当局が公衆に対して国歌の候補となる楽曲を公募したのである。多数の候補作が寄せられ、長い選考プロセスを経て George Kakoma 教授の作品が選ばれた。提出された作品の中に審査委員会を大いに満足させるものがなかったため、この国歌の選定は不承不承の選択によるものだったようである。同教授の労苦に対しては 2000 シリングが支払われた。当時の 2000 シリングにどの程度の価値があったのか正確には分からないが、今日のレート（1US ドルがほぼ 3500 シリングに相当する）で考えれば実に僅少な金額ということになる。

2008 年、明らかに不満を抱いていた Kakoma 教授は、自らが国歌の著作権の合法的な所有者である旨を宣言する命令の発行を求めて訴訟を提起した。原告は様々なものを請求したが、その中には音楽的著作物に関する著作権の確認だけでなくロイヤルティの支払も含まれていた。裁判所は（いささか混乱していたことを窺わせる判決によって）「著作権に関わる原告の利益の残余分として」50,000,000 シリングを Kakoma に支払うよう命じたが、教授が求めていたものは得られなかった。教授はこの報酬に満足せず、この訴訟を控訴審に持ち込んだ。

控訴において Kakoma 教授は、自らが著作権者であると繰り返し主張した。自分は国歌の制作を委託されたわけではないと主張し、当事者間に契約が全く存在しなかったことを指摘した。教授はさらに、自らが著作権を当局に譲渡したことを否定し、譲渡は書面によって実行されることを要するが、そのような文書に署名したことはないと主張した。

しかし、控訴審は Kakoma 教授に不利な判断を下した。この判決が言い渡されるまでに、原告はすでに故人となっていた。控訴裁判所の Elizabeth Musoke 判事は、この事案に現行のウガンダ著作権法（2006 年著作権・著作隣接権法）を適用した。旧著作権法に基づき取得された権利は旧法が適用されると現行法に明記されているにも関わらず、同判事は過去の著作権法に言及しなかった。ある者が政府の管理下で著作物を創作した場合、著作者人格権はその個人のもとに留まるとしても、別段の合意がない限り著作権は政府に帰属すると現行法の第 8 条(2)は規定している、しかも（1962 年の独立祝賀式典における）国歌の最初の上演から 50 年を超える年月が経過しており、国歌の著作権はすでに消滅している。と同判事は述べた。

当初に提供された報酬 2000 シリングについては、それは「歌曲の作曲者に対する報酬である」と同判事は述べている。下級審によって後で提供された報酬（5,000 万シリング）については、「法的根拠がない」がゆえに下級審の命令は破棄されなければならないと同判事は考えている。

作曲者の未亡人にとっては厳しい結果となった。しかし、著作権をめぐる判例に興味深い一例が追加されたことになる。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 44

[著者]  
Spoor & Fisher  
  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



JETRO  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。